



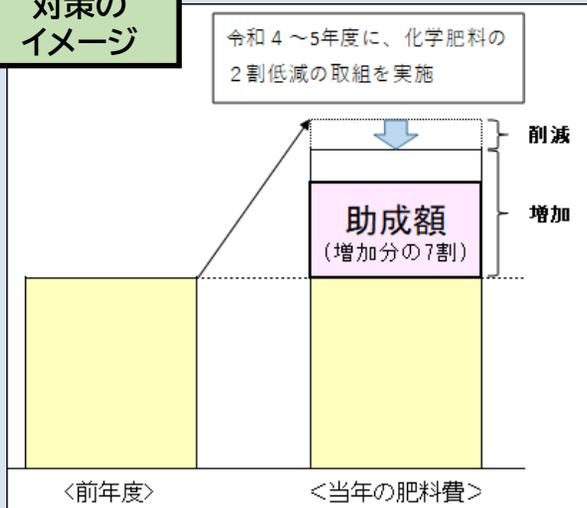
肥料価格高騰対策事業のごあんない

農業者の方へ

対策の内容

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の2割低減に向けて取り組む農業者に対して**肥料コスト上昇分の7割**を支援します。

対策のイメージ



支援の対象となる肥料

令和4年度事業は、原則として、**令和4年6月**から**令和5年2月**までに購入(注文)した肥料(本年秋肥、来年春肥)、かつ申請に間に合ったものが対象です。

※詳細は、お近くのJA、肥料販売店、又は県、市町村や地域再生協議会にお問い合わせください。

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その**7割**を支援金として交付します。

支援金

当年の肥料費

当年の肥料費 ÷ 価格上昇率 ÷ 使用量低減率

〔統計データを基に決定〕

〔0.9〕

× 0.7

申請方法

JA、肥料販売店、農業者グループ等が、**5名以上の販売農業者**をとりまとめて行う、グループ申請になります。

農業者の方は、お近くのJA、肥料販売店等にお問い合わせのうえ、申請方法等を御確認くださいようお願いいたします。

※申請先：取組実施者(農業者グループ) → 市町村/地域再生協議会 等経由
→ 事業実施主体(秋田県農業再生協議会)

申請に必要なもの

次の2つがあれば申請できます。 ※国パンフと時期が異なるので留意願います

① 本年秋肥(令和4年6月～10月に注文)、来年春肥(令和4年11月～令和5年2月に注文)の購入価格がわかるもの(注文票と、領収書または請求書など)

〔本年秋肥と来年春肥は、それぞれをまとめて、別々に申請してください。〕

② **化学肥料低減**に向けた取組に**2つ以上**取り組むこと
(次のページのチェックシートで申告していただきます。)

次のページを参照



農業者の皆様に記入いただくもの



化学肥料低減計画書

作付概要

作物名	作付面積 (ha)
〇〇〇	
〇〇〇	
その他	
計	

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、取り組めるものに〇を記入してください。

- 2つ以上に〇が付けばOKです。
- これまで既に取り組んでいるものもカウントできます(その場合、1つ以上は、新しい取組または従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。)

間

1. 実施する(してきた)取組メニューに「〇」を付けてください。
2. 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。



取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計	○	○
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用	○	◎
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用()		

私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)について以下のとおり、確約します。

令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。

※チェック欄にチェックした上で署名してください。

氏名(自署)

(注) 事業年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年2月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。
なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

スケジュール

今後のスケジュールは、概ね以下のとおりです。

随時、秋田県、又は市町村等のホームページなどで、お知らせする予定です。

令和4年9月まで

事業説明会
県段階の組織(申請窓口)の体制づくり

※国からの「秋肥の価格上昇率」をもって開始

令和4年10月中旬頃～

農業者グループからの申請(秋肥分)

令和4年12月頃～

農業者グループへの支援金の交付(秋肥分)

令和5年1月中旬頃～
2月末(厳守)

※国からの「春肥の価格上昇率」をもって開始

農業者グループからの申請(春肥分)

令和5年3月頃～

農業者グループへの支援金の交付(春肥分)

Q&A

問



答



① 化学肥料の使用量を実際に2割減らすことが支援の要件ですか。

・ 化学肥料の2割低減に向けて、取組メニューのうち2つ以上行っていただければ支援対象となります。

② 既に化学肥料の低減に取り組んでいるため、更に低減することは難しい。

・ 既に取り組んでいるものもカウントします。
・ その際は、既に行っている取組の拡大や改善で良いので、新たな取組みを1つ以上行ってください。

③ 低減に向けた取組をしたいが、準備が必要なのですぐには行えない。

・ 本年に取り組めない場合は、来年に取り組んでいただければ結構です。
・ 国内資源の利用など体制整備に時間を要する取組は、期間内に取り組んでいただければ結構です。

④ いつ頃までに申請すれば良いですか。また、いつ頃支援を受けられますか。

・ 基本的に秋肥、春肥でそれぞれまとめて申請してください。
・ 秋肥について、早めに申請いただければ、できるだけ年内に支払えるようにします。

⑤ 領収書の提出が間に合わない場合は、どうすれば良いですか。

・ 領収書が間に合わない場合は、請求書を提出いただければ、支援金をお支払いすることができます。
・ 肥料を購入した農協や販売店に御相談ください。

⑥ 申請以外で、他に気をつけることはありますか。

・ 事業の証拠書類等(注文書、請求書、領収書、化学肥料2割低減への取組書類(土壌診断結果、購入肥料の伝票、業務日誌等)等)については、5年間の保管をお願いします。
・ 肥料の転売行為や返品金など、適切に使用されない行為が明らかになった場合は、支援金の返還を求められることとなります。

お問い合わせ、提出先

取組実施者は、代表者所在地の市町村/地域再生協議会に提出先	市町村/地域再生協議会は、最寄りの県地域振興局に提出（計画書等の取りまとめ先）
鹿角市、小坂町	鹿角地域振興局農林部農業振興普及課 〒018-5201 鹿角市花輪六月田1 TEL:0186-23-2123、FAX:0186-23-7069
大館市、北秋田市、上小阿仁村	北秋田地域振興局農林部農業振興普及課 〒018-3393 北秋田市鷹巣東中岱76-1 TEL:0186-62-3950、FAX:0186-63-0705
能代市、三種町、八峰町、藤里町	山本地域振興局農林部農業振興普及課 〒016-0815 能代市御指南町1-10 TEL:0185-52-1261、FAX:0185-54-8001
秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村	秋田地域振興局農林部農業振興普及課 〒010-0951 秋田市山王4丁目1-2 TEL:018-860-3371、FAX:018-860-3363
由利本荘市、にかほ市	由利地域振興局農林部農業振興普及課 〒015-8515 由利本荘市水林366 TEL:0184-22-7551、FAX:0184-22-6974
大仙市、仙北市、美郷町	仙北地域振興局農林部農業振興普及課 〒014-0062 大仙市大曲上栄町13-62 TEL:0187-63-6111、FAX:0187-63-6104
横手市	平鹿地域振興局農林部農業振興普及課 〒013-8502 横手市旭川1丁目3-41 TEL:0182-32-9501、FAX:0182-33-2352
湯沢市、羽後町、東成瀬村	雄勝地域振興局農林部農業振興普及課 〒012-0857 湯沢市千石町2丁目1-10 TEL:0183-73-5180、FAX:0183-72-6897
※取組実施計画の参加農業者が全県域の場合	秋田県農林水産部水田総合利用課 〒010-8570 秋田市山王4丁目1-1 TEL:018-869-1785 FAX:018-860-3898

事業に関するお問い合わせは、お近くのJA、肥料販売店、又は県、市町村や地域再生協議会にお問い合わせください。

作成 秋田県農業再生協議会(事務局:秋田県農林水産部水田総合利用課)
TEL:018-860-1785、FAX:018-860-3898